平成２２年（フ）第１３７号
宮崎県都城市菓子野町11904番地
債務者　福島　和弘（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２７０号
沖縄県浦添市字港川458番地１　港川市街地住宅1008号
債務者　大城　新吉
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７１号
沖縄県浦添市字港川458番地１　港川市街地住宅1008号
債務者　大城　英子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８１号
小松市四丁町に43番地
債務者　出村　照子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８２号
小松市四丁町に43番地
債務者　出村　　実
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２３０号
福井市光陽２丁目23番９号
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
福井県越前市粟田部町第11号８番地１
債務者　内田　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
福井市長本町105番地　ロイヤルハイツ長本601、旧住所福井県坂井市坂井町下兵庫第248号１番地35
債務者　井上美代子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
福井市運動公園２丁目1002番地　市営住宅社団地２号館33号
債務者　北野　豊美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号５番地７
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
福井市笹谷町第44号２番地３
債務者　渡邉　徹也
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
福井市若杉浜１丁目110番地
債務者　大城こと　徐　　輝雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
福井県鯖江市幸町１丁目３番14号　スイートさいわい203
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
長野県須坂市大字須坂1387番地
債務者　渡辺　靖子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
長野県安曇野市豊科南穂高4252番地３
債務者　長崎　道子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０１号
兵庫県川辺郡猪名川町清水字八ノ坪１―１、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地305
債務者　古賀　由起
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７２号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目39番12号
債務者　加藤　紋子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係